

## 2018 年度の事業報告

<2018 年度の事業計画からのふりかえり>

取り組むべき広範な課題の中で以下のようなテーマを重点として設定し、また、これら以外の課題についても、理事会等で都度判断しながら必要な取り組みを行うこととしました。

### 1. 消費者問題・消費者運動への社会的な理解促進と主体的な基盤整備

#### (1) 消費者運動への幅広い参加の獲得

消費者運動総体として、いよいよ歴史の継承・後進の育成が課題となってきました。会員団体や他分野における取り組みの工夫に学ぶ企画を実施することや、インターンシップ受け入れ、学生賛助会員獲得に向けた働きかけなどを通じて、今後の多様な参加のあり方を追求します。2018 年は消費者保護基本法制定 50 周年であり、記念企画の開催を検討します。→明治学院大学から 2 名のインターンシップ受け入れを行いました。学生賛助会員獲得に向けた働きかけの展開には至りませんでした。消費者保護基本法制定 50 周年記念企画として、シンポジウム『「21 世紀型消費者政策」の成果と残された課題」「地方消費者行政の充実・強化を考えるシンポジウム」を開催しました。

#### (2) 新たな情報発信に向けた研究

若年層をはじめ消費者運動への幅広い参加を獲得する上でも、情報発信の多様化が必要です。SNS を活用した情報発信について研究し、ターゲットやコンテンツを検討した上、できるところから実施します。

→9 月より facebook と twitter を開始しました。2019 年 4 月時点でのフォロワー数は、facebook が 114 名、twitter が 50 名です。

#### (3) 「NPO 法人消費者スマイル基金」への支援

消費者スマイル基金が 2017 年にスタートし、第 1 回助成事業を実施することができましたが、運営基盤・財政基盤は十分とは言えません。引き続き本基金の事務局として、消費者運動への社会的な理解促進を進めるとともに、消費者団体の財政基盤づくりに寄与します。→「消費者スマイル基金」の事務局支援に引き続き取り組み、これまでに 3 回の助成事業を実施することができました。また、会員拡大・寄付金確保にも取り組み、2019 年 3 月時点で会員数は個人正会員 88 名、団体正会員 25 団体、団体賛助会員 48 団体となりました。

### 2. 消費者が安全で安心できるくらしの確保

#### (1) 消費者基本計画見直しへの対応

・消費者基本計画は消費者政策推進の要であり、工程表見直しと第 4 期基本計画策定に向けて、政策提言に取り組みます。

→消費者基本計画工程表見直しについては例年通りパブリックコメントを提出しました（2018 年度は 70 項目）が、提出した意見は十分に反映されませんでした。第 4 期基本計画策定に向けては、消費者庁「第 4 期消費者基本計画のあり方に関する検討会」に委員対応するとともに、中間取りまとめに関する意見提出、意見交換会の開催を行いました。

#### (2) 地方消費者行政の強化

・地方消費者行政推進交付金の削減が現場にどのような影響を及ぼすか、地方消費者行政プロジェクトで自治体消費者行政調査に取り組み、把握に努めます。そのうえで求められる施策などについて、シンポジウム等で世論に発信します。

→地方消費者行政プロジェクトで「2018年度 都道府県の消費者行政調査」に取り組み、9月に報告書を公表しました（この調査は、地方消費者団体などで取り組まれている市町村消費者行政調査と連携して行い、13 都府県で市町村調査が取り組まれました）。また、調査をふまえて9月に「地方消費者行政の充実・強化を考えるシンポジウム」を開催し、「地方消費者行政の充実・強化のための意見」を消費者担当大臣・財務大臣等へ提出しました。2月には「市町村の消費者行政を考えるシンポジウム」を開催しました。地方議会における意見書採択に弁護士会と連携して取り組み、計 76 地方議会で地方消費者行政強化を求める意見書が採択されました。

### （3）民法の成年年齢引き下げ、消費者契約法改正への対応

・成年年齢引き下げの民法改正案成立が見通される中、若年者の消費者被害が広がることのないよう、法整備や消費者教育などの施策の動向を注視し、少なくとも経過措置期間内に実効性ある対策が実施されることを求めます。

・消費者契約法の次回改正に向け、論点整理などを進めます。

→消費者契約法改正には、弁護士会や「消費者契約法の改正を実現する連絡会」と連携して議員要請等に取り組み、超党派での法案修正を勝ち取ることができました。6月8日の法案成立にあたり声明を公表しました。10月には「消費者契約法改正の成果と今後の課題」学習会を開催し、次回改正に向けた論点整理議論を行いました。

### （4）食品安全・表示に関する対応

・消費者委員会の建議への対応が未だ十分行われていない特定保健用食品制度など保健機能食品制度全般の見直しに向けて、動向を注視し政策提言を行います。

→保健機能食品制度全般の見直し自体が進みませんでした。ゲノム編集技術を利用した食品の取り扱いや、食品添加物表示のあり方、輸入食品の監視指導についての学習会を行いました。遺伝子組み換え表示制度の見直しや、ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生法上の取り扱いについて、意見を提出しました。

### （5）消費者がエネルギーを適切に選択できる環境整備（電力・ガス自由化への対応等）

・審議会で検討が進められている電力経過措置料金規制解除や発送電分離などの論点について、動向を注視し政策提言を行います。

→エネルギー基本計画の見直しに関して意見書を提出しました。電力自由化に関しては、「電気料金の自由化に関する消費者アンケート」を行い、これを踏まえ「電力の経過措置料金規制に関する意見」を提出し、消費者委員会公共料金専門調査会のヒアリングにも対応しました。「LP ガスの料金透明化と取引適正化に向けた意見」「LP ガスの取引適正化状況の調査を求める意見」を提出しました。エネルギー関連の審議会委員のバックアップの場として「エネルギー問題懇談会」を設けました。

### （6）公益通報者保護法改正への対応

・消費者委員会公益通報者保護専門調査会での検討が再開された公益通報者保護法の 2019 年通常国会での改正に向けて、専門調査会への参画をはじめ、政策提言などを進めます。

→消費者委員会公益通報者保護専門調査会に委員対応したほか、専門調査会報告書案についての学習・意見交換会を開催し、消費者庁のパブリックコメント募集に対応しました。「市

民のための公益通報者保護法の抜本的改正を求める全国連絡会」のメンバーとして、議員要請に取り組みました。

#### (7) その他課題

- ・消費者庁消費者行政新未来創造オフィス（2017年7月開設）の取り組み等についてチェックし、国の消費者行政機関の地方移転問題の検証に備えます。
- ・カジノ法、SDGs、ISOと消費者問題、軽減税率の学習、EC・AIやビッグデータ利活用などの問題について、情勢に応じて対応を進めます。

→「徳島県」および「消費者行政新未来創造オフィス」の取り組みについて学ぶ意見交換会を開催しました。消費増税と軽減税率、ユニットプライスなどの課題について理事会で情報共有・意見交換を行いました。携帯電話の料金問題についての学習会、「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言（案）」や海賊版サイトのブロッキング問題、適格消費者団体の監督厳格化を図るガイドライン改訂問題、独占禁止法改正についての意見書提出に取り組みました。

### 3. 国内各団体や国際的な消費者運動との連携強化

#### (1) 会員団体との連携強化

消費者団体の有する資源は限られており、個々の団体で全ての分野に精通することは困難です。消費者団体全体として社会的影響力を発揮するため、全国消団連は引き続き、会員団体が一致できる主張の社会的「拡声器」としての役割を果たしていきます。また、Webシステムを活用して地域団体との連携を強めます。特に地方消費者行政などの地域課題について、地域団体との情報共有レベルを高めながら、課題解決に取り組みます。

→理事会や学習会へのWeb参加が引き続き進みました。「地方消費者行政プロジェクト」には、地域団体の参加登録が進みました。

#### (2) 国際的な消費者運動との連携強化

引き続き、CIから発信される情報に学ぶ、取り組み要請に応えるなどして国際的な消費者運動との連携強化を図ります。

→2019年に日本で開催される予定の「消費者サミット」の持ち方について、国際活動専門委員会メンバーで消費者庁担当課と意見交換を行いました。イギリス国会議員団との意見交換会（AI技術の進展と社会へのインパクトについて）に参加しました。

#### (3) 他分野との連携強化

福祉や子育て支援など、隣接分野で活動している団体との連携強化を図るとともに、こうした方々に消費者運動・消費者団体の存在を知っていただくべくアピール強化を進めます。

→特段の取り組みはできませんでした。